

学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校
への私学助成の充実を求める意見書

このことについて、別紙のとおり関係のそれぞれへ提出する。

令和元年 9 月 26 日 提 出

提 出 者 総務文教常任委員長 大 原 伊 一

学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校 への私学助成の充実を求める意見書

[内閣総理大臣・文部科学大臣・財務大臣・総務大臣・衆議院議長・参議院議長あて]

今日、全国では約3割の高校生が私立高校で学んでおり、私立高校は公立高校と同様に公教育の場として大きな役割を果たしています。

2010(平成22)年度より私立高校生への就学支援金制度が実施され、その後2014(平成26)年度の見直しにより年収590万円未満世帯への支援金増額により授業料負担は一定に軽減されました。さらに、2020(令和2)年度には2回目の制度見直しが予定され、年収590万円未満世帯の授業料無償化が見込まれています。

しかしながら、就学支援金制度の対象が授業料のみに限定されているため、入学金や施設設備費の保護者負担は残され、国と県の学費支援を受けても年額約17万から約46万円の負担が重くのしかかります。5,650円の入学金負担だけで済む公立高校と比べ、学費の公私間格差は依然として大きな開きがあります。

県内私立高校生アンケート(2017年実施)によれば「親の学費負担に対して後ろめたく思う」と答えた高校生が7割を占めており、学費が子どもたちの心にも重くのしかかっていることがわかります。子どもたちが学費の心配なく学校で学ぶことができるよう、学費の公私格差是正が強く望まれます。

また、新潟県では全教員に占める専任教員の割合は、公立高校では約8割を占めていますが、私立高校ではその割合が、約6割にとどまっているのが現状です。私立高校の経常経費に対する助成が不十分であることがその一因と考えられます。また、教育はその継続性が求められ、とりわけ私立高校は「建学の精神」にもとづく独自の教育が行われています。そうした学校独自の伝統を継承していくためにも、専任教員・職員の増員は不可欠です。経常経費に対する助成の一層の増額が求められます。

政府ならびに国会におかれましては、未来を担う私立高校生の教育の充実を図るため、下記の事項について特段の措置を講じられるよう要望いたします。

記

1. 私立高校生への就学支援金制度を施設設備費も対象にすること。
2. 私立高校入学金への新たな助成措置を講ずること。
3. 私立高校への経常経費に対する助成を増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年9月26日

燕市議会

学費と教育条件の公私間格差是正にむけて、私立高等学校への私学助成の充実を求める意見書

[県知事あて]

新潟県では、高校生の23%(平成30年度)が私立高校で学んでおり、私立高校は公立高校と同様に公教育の場として大きな役割を果たしています。

2010(平成22)年度より始まった国の就学支援金制度は、私立高校生の学費負担の軽減に一定の役割を果たしました。その後、2014(平成26)年度の見直しを経て、2020(令和2)年度には年収590万円未満世帯の授業料無償の実施が見込まれています。

しかし、就学支援金制度は授業料に対象が限定されているため、その他の学費である入学金や施設設備費は制度の対象にならず、保護者の負担が残されます。年収250万円未満世帯に対し県独自に入学金と施設設備費への助成が実施されていますが、助成額が不十分なうえその割合は私立高校生全体のわずか11%程度(2017年度)に過ぎません。さらに授業料が無償となる年収250万から590万円未満世帯では、入学金と施設設備費への助成がまったくないため、年額約27万円の学費負担が残され、わずか5,650円の入学金負担で済む公立との大きな格差が存在しています。県内私立高校生アンケート(2017年実施)によれば「親の学費負担に対して後ろめたく思う」と答えた高校生が7割を占めており、学費が子どもたちの心にも重くのしかかっていることが示されています。

国が就学支援金制度を拡充する時だからこそ、県独自の学費軽減予算を維持・拡充し、入学金や施設設備費への助成対象世帯の拡大および助成額の増額を行えば、公私間の学費格差是正へ大きく近づきます。子どもたちが学費の心配なく学校で学ぶことができるよう、国の拡充と相まった県の制度の拡充が強く求められます。

また、私立高校の経常経費に対する助成は「経常経費2分の1以内」に限定されてきたために、教育条件においても公立との格差が生じています。たとえば、全教員に占める専任教員の割合は、公立高校が約8割を占めるのに対し、私立高校は約6割にとどまっており、不足分を常勤講師など期限付きの教員で補っているのが現状です。教育はその継続性が求められ、とりわけ私立高校は「建学の精神」にもとづく独自の教育が行われ、その伝統を継承していく必要から専任教員の増員は不可欠です。専任教員の増員など教育条件の向上を図るため、経常経費に対する助成の一層の増額が求められます。

新潟県におかれましては、未来を担う私立高校生の教育の充実を図るため、下記の事項について特段の措置を講じられるよう要望いたします。

記

1. 学費の公私間格差是正へ国の制度拡充と相まって、県独自の学費軽減制度を拡充すること。
2. 私立高校への経常費助成を増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年9月26日

燕市議会